

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表

平成 28 年 7 月 25 日

改 定 後	改 定 前	改定理由
<p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>1 お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項にもとづき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属</p>	<p>第 1 条 (省 略)</p> <p>第 2 条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>1 お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項にもとづき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた</p>	<p>平成 28 年 5 月 19 日・日証協通知「NISA 及びジュニア NISA に係る各種様式の改訂(平成 28 年 4 月 1 日施行)について」より 約款モデルの改正が行われたため、当該内容を反映させております。</p>

改定後	改定前	改定理由
<p>する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p>	<p>「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p>	
<p>2～5 (現行どおり)</p>	<p>2～5 (省 略)</p>	
<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p>	<p>第3条～第4条 (省 略)</p>	
<p>第5条 (未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲)</p>	<p>第5条 (未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲)</p>	
<p>1 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。)のみを受入れます。</p>	<p>1 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文または同法第29条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得した同法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等または同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。)のみを受入れます。</p>	
<p>(1)～(2) (現行どおり)</p>	<p>(1)～(2) (省 略)</p>	
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>	
<p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>	<p>第6条～第12条 (省 略)</p>	
<p>第13条 (課税未成年者口座の設定)</p>	<p>第13条 (課税未成年者口座の設定)</p>	
<p>課税未成年者口座(お客さまが当社に開設している特定口座もしくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、<u>2以上の特定口座が含まれず、この約款にもとづく取引以外の取引に関する事項を扱わないもの</u>に限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p>	<p>課税未成年者口座(お客さまが当社に開設している特定口座もしくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款にもとづく取引以外の取引に関する事項を扱わないもの)に限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p>	
<p>第14条～第26条 (現行どおり)</p>	<p>第14条～第26条 (省 略)</p>	

改定後	改定前	改定理由
<p>第 27 条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>1 平成 29 年から平成 35 年までの各年 (その年 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年に限りま す。)の 1 月 1 日においてお客さま が当社に未成年者口座を開設して いる場合 (<u>出国等により、居住者 または恒久的施設を有する非居住 者のいずれにも該当しないことと なっている場合を除きます。</u>) に は、当該未成年者口座が開設され ている当社の営業部店において、 同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課 税口座が開設されます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 28 条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、そ れぞれ次の各号に掲げる日に本契 約は解除されます。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) お客さまが出国により居住 者または恒久的施設を有する 非居住者に該当しないことと なった場合 (<u>お客さまが出国の 日の前日までに第 12 条の出国 移管依頼書を提出して、基準年 の 1 月 1 日前に出国した場合 を除きます。</u>) 租税特別措 置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口 座廃止届出書」の提出があった ものとみなされた日 (出国日)</p> <p>(5)～(6) (現行どおり)</p> <p>第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>2016 年 7 月</p>	<p>第 27 条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>1 平成 29 年から平成 35 年までの 各年 (その年 1 月 1 日においてお 客さまが 20 歳である年に限りま す。)の 1 月 1 日においてお客さま が当社に未成年者口座を開設して いる場合 (<u>出国中である場合を除 きます。</u>) には、当該未成年者口座 が開設されている当社の営業部店 において、同日に租税特別措置法 第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定 する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第 28 条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、そ れぞれ次の各号に掲げる日に本契 約は解除されます。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) お客さまが<u>基準年の 1 月 1 日以後</u>に出国により居住者ま たは<u>国内</u>に恒久的施設を有す る非居住者に該当しないこと となった場合 租税特別措 置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口 座廃止届出書」の提出があつた ものとみなされた日 (出国日)</p> <p>(5)～(6) (省 略)</p> <p>第 29 条～第 30 条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>2016 年 1 月</p>	